

令和3年第2回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和3年2月25日(木)
開 会 午後1時30分 閉 会 午後1時50分

2 場 所 羽咋市役所401会議室

3 出席委員(10人)

①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣
⑤松生 朋広 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣
⑪川井 良平 ⑫村 桂司

4 欠席委員(2人)

⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫

5 農地利用最適化推進委員の出席委員(7人)

⑬梶谷 武史 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一 ⑰南 邦夫
⑲芝田 俊幸 ⑳稲農 幹夫 ㉑瀬戸 明

6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(5人)

⑭岡田 信夫 ⑱森田 三男 ㉒悦永 秀雄 ㉓三宅 一徳
㉔長濱 義雄

7 事務局員 清水事務局長、出口次長、潟辺主事、山出会計年度任用職員

8 付議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農用転用届出に対する承認について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 農地法制限除外の農地の移動届について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (8) 農用地利用配分計画について

9 議事録署名委員 3番 糺田委員 4番 徳和委員

10 会議の結果

議案5件及び報告3件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。

本日、6番、澤田委員、7番、山本委員から欠席の旨の連絡を受けております。

ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、代理委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の議件についてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - ・議案第3号 農地転用届出に対する承認について
 - ・議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - ・議案第5号 農用地利用集積計画について
 - ・報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について
 - ・報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・報告第3号 農用地利用配分計画について
- となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番 糶田委員、4番 徳和委員を指名します。
よろしくお願いたします。

では、審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は○町の田1筆で、面積は281㎡です。

位置図は3ページに記載されています。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地は譲受人が所有し、耕作する田に隣接しており、譲渡人の要望による売買での所有権移転となります。

譲受人の経営面積は165アールであり、当該地区の下限面積要件（30アール）を満たしています。

整理番号2番、申請地は○町の田1筆で、面積は154㎡です。

位置図は4ページに記載されています。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

このお二人は親子関係にありまして、申請事由は譲渡人が管理できないため、生前贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は504アールであり、当該地区の下限面積要件30アールを満たしています。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、担当委員さんのご意見を伺います。

- 整理番号1番、〇〇委員さん。
- 担当委員 今ほど事務局のほうからもあったように、隣接地の〇〇番、〇〇番については、譲受人の方が現在耕作をされております。そういったことでありますので、今回のこの件については特に支障はないと思われま。
- 議 長 よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
- 整理番号2番。
- 担当委員 先週、〇〇町町会長さんに面会いたしまして、譲受人と譲渡人の親子関係であることを確認いたしました。
- また、現地確認を行ったところ、的確に管理されており、問題がないと思います。
- 以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
- 担当委員さんはご異議なしということなんですが、ほかに何かご意見ございませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ご異議なしとしてよろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 では、ご異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり許可することに決定いたします。
- 次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」及び「議案第3号 農地転用届出に対する承認については、申請者が関連し、一括して議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 「議案第2号」及び「議案第3号」についてご説明いたします。
- 議案書の5ページをお開きください。
- 申請地は〇〇町の田1筆で、こちらを分筆して駐車場と畑に転用するものとなっております。
- 位置図は6ページをご確認ください。
- 第4条の申請並びに畑転とも同一の申請人で議案書に記載のとおりです。
- 4条申請の面積は96㎡。転用目的は家族の駐車場用地とするものです。居住する者の日常生活上必要な転用であると判断いたしました。
- 畑転申請の面積は125㎡です。駐車場に転用する部分以外の田んぼを畑に替え、畑作を行う計画とされています。
- 申請地は周辺に住宅等が連坦し、四方が宅地で囲まれていることから規則第44条第1号に該当するため、第3種農地と判断いたします。
- どちらの申請についても土地改良区及び生産組合の同意を得ております。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
- 担当委員さんのご意見を伺います。〇〇委員さん。

- 担当委員 この〇〇町の〇〇〇〇さん、直接本人と対面いたしまして説明を受けました。その際、隣の〇〇さんにも案内という形で現地確認を行いました。本人からは土地改良の同意と生産組合の同意を得ていると聞いています。両隣の方の同意も得ておるということで、問題はないというふうに判断いたします。以上です。
- 議長 ありがとうございます。
担当委員さんにご異議なしということですが、ご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ご異議なければ、「議案第2号」は原案どおり承認し、「議案第3号」は承認することに決定してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり承認し、「議案第3号」は承認することに決定いたします。
次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。
7ページをお開きください。
今回の申請地は、〇〇町の畑1筆で、面積は287㎡です。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、位置図は8ページをご確認ください。
転用目的は、申請者の住宅用地とするための申請となっております。
今回の申請地は、農振地域内で用途指定のない都市計画区域内にあり、市役所の支所であるすこやかセンターから300m圏内に位置するというところで、規則第43条第2項ハに該当するため、第3種農地と判断いたしました。
生産組合の同意を得ております。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
担当委員さんのご意見を伺います。徳和委員さん。
- 担当委員 申請地は、左右及び後ろ共に家が建っているということで、その囲まれたところが更地になっておりまして、宅地、住宅用地での転用は問題ないかと思っていますし、また生産組合長のほうも同意しているといったことがございますので、よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ご異議なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第5号 農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
利用権設定の概要については、議案書11ページをお開きください。
今回は田95筆の設定がありまして、合計面積は119,060㎡となっております。

権利設定期間別に見ますと、2年の田が2筆で815㎡、5年の田が6筆で6,577㎡、10年以上の田が77筆で111,668㎡となっております。

申請件数は貸し手農家が49件、借り手農家が15件です。

各筆明細の一覧については、議案書の12ページから16ページに記載されています。申請件数は全部で56件ございまして、新規設定が32件、再設定が24件。

なお、最後の整理番号56番につきましては、中間管理機構を利用した権利設定となっております。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしていることを報告いたします。

以上でございます。

議長 ただいま事務局よりの説明が終わりました。何かご意見、ご質問等はありませんか。

全委員 なし。

議長 ご意見、ご異議なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第5号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届」について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 「農地法制限除外の農地の移動届」について説明させていただきます。
議案書のほうは17ページをお願いします。

まず、届出地は、〇〇町の畑1筆で、面積286㎡のうちの2.25㎡が転用面積となります。

該当地は農業振興地域内でまだ団地が10ヘクタール未満ということで、第2種農地になっているものと思われます。

転用理由につきましては土地の賃借で、携帯電話の基地局を新設するものでありまして、農地法の許可を要しない制限除外の規定に該当しております。

土地の所有者は議案書に記載しているとおりでございまして、なお事業者につきましては〇〇株式会社となっております。

運用につきましては、生産組合の同意を得ております。

以上です。

- 議長 ありがとうございます。
ただいま「報告第1号」について、ご説明がありました。何かご意見があればお願いしたいんですが。
- 全委員 なし。
- 議長 報告第1号についてご意見なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。
次に、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議案書の19ページをお願いします。
「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明させていただきます。
今回解約される農地は9筆でございまして、対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりでございます。
なお、No.4番と5番につきましては、JAはくいが農地利用集積円滑化団体として以前に仲介し、権利設定したものを解約するというものでございます。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま「報告第2号」について事務局より説明がございました。報告について何かご意見があればお伺いしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「報告第2号」は報告のとおり承認することに決定いたします。
次に、「報告第3号 農用地利用配分計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議案書の20ページをお願いします。
「農用地利用配分計画について」でございます。
農地中間管理機構を通じての権利設定では、農地所有者と機構との契約は農地利用集積計画、機構が耕作者を設定するものは利用配分計画ということで報告され、農地の権利設定がされます。
今回の報告につきましては、1月に機構から通知されたものを報告するものでございまして、農地の決定は議案書に記載のとおりでございます。
以上です。
- 議長 「報告第3号」について、ただいま事務局より報告がございました。この報告について何かご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。

議長 　　では、「報告第3号」は報告どおり承認することに決定いたします。
　　以上で本日の議案審議が全て終了しました。
　　ここで、一旦、委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終　　了

議事録署名人 会　長

署名人

署名人